災害時における相互応援に関する協定書

（目的）

第１条　文京区（以下「甲」という。）とうるま市（以下「乙」という。）は、令和６年１０月１３日付けで締結した文京区・うるま市友好都市協定に基づき、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）の発生により、甲又は乙の区域内において甚大な被害が発生した場合において、被災地域の生活安定化や復興活動を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　甲及び乙は，あらかじめ相互の応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の要請）

第３条　甲又は乙は、災害の発生により相手方に応援を要請するときは，交通インフラや物資の輸送経路等の復旧を確認した上で、前条に規定する連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに当該要請に係る文書を提出するものとする。

２　甲又は乙は、災害が発生した相手方において、通常の通信手段が途絶し直接応援を要請することができないと判断した場合又は応援を要すると認められる状況であると判明した場合は、当該相手方の要請を待たず、自主的な判断により応援することができるものとする。

（応援の内容）

第４条　応援の内容は、次のとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活用品並びにその供給に必要な資器材の提供

⑵　医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供

⑶　応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣

⑷　前３号に掲げるもののほか、特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費は、応援の要請により応援を受けた自治体が負担するものとする。

２　前項の場合において、当該自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、応援の要請により応援を行った自治体が、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　第３条第２項の規定により応援を行った場合その他第１項の規定により難い場合における経費の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は，協定を締結した日から令和８年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の１月前までに、甲又は乙からこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

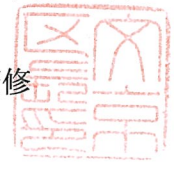
第８条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年２月２５日

甲　東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号

文京区長　成澤　廣修



乙　沖縄県うるま市みどり町一丁目１番１号

うるま市長　中村　正人

